

## 1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

### 傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

## 2 署名委員の選任

議 長 署名委員に平野修一農業委員、秋池堅司農業委員を選任した。

## 3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に荒井農業委員会事務局長を承認し、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、松居主任を任命した。

## 4 議 事

### 議案第27号

### 農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第27号について事務局に説明を求めた。

事 務 局

議案書を朗読した。申請番号1、地区は大谷地区、権利は使用貸借権、所在は大字中新井にある農地である。地目は登記、現況ともに畑の1筆である。譲渡人は東京都内に住む方、受人は大字中新井に住む方である。形態は転用、用途は自己用住宅、施設は木造二階建であり、建築行為を伴う

ので開発許可を要する。農地区分は第1種農地であるが、不許可の例外に該当する。なお、本農地については、市内の法人が利用権を結んでいたが、本計画に際して合意解約の手続きがなされている。

議 長 担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。  
(報 告) 吉澤農業委員が報告した。申請番号1について10月19日(火)、大谷地区の3名の委員で現地調査を行った。現況は法人が耕作していた畑の一部で、南側に市道、東側に既存宅地があり、南北に長い長方形の区割りがされ、境界杭が設置されている。理由書を朗読した。

議 長 本件について意見を求めた。  
市村推進委員 許可申請の理由書の中に、市街化区域や調整区域の土地を検討したと言っているが、隣地で親の面倒を見る必要性があるという理由で十分なのではないか。

事 務 局 農地区分が第1種農地であり、代替性の検討が求められる中で、親の隣地から代替性を探し、接道の関係などを含め選定するが、県からの指示で、まずは市街化から順番に探していく必要があるということで、県からこの一文を入れるようにということで、建前として入れている。

市村推進委員 特に反対するということではない。

議 長 本件についてさらに意見を求めるが特になかったため、議案第27号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

#### 議案第28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議 長 議案第28号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は大石地区、所在は浅間台三丁目、3筆あり、1筆が登記、現況とも畑、2筆は登記山林、現況畑である。納税猶予区分は相続税、相続発生日は令和3年3月18日、備考として経営面積は10.88a、続柄は親子である。

申請番号 2、地区は大石地区、所在は浅間台四丁目、地目は登記、現況ともに畑の 2 筆である。納税猶予区分は相続税、相続発生日は令和 3 年 3 月 2 0 日、備考として経営面積は 1 8. 2 1 a、続柄は親子である。

議 長 担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。  
(報 告) 申請番号 1 について、山岸推進委員が報告した。1 0 月 2 2 日 (金)、大石地区の担当委員 5 名で現地確認を行った。南西隅に生産緑地の標識を確認している。現地はナスやキュウリなどの野菜が作付けされていた。

申請番号 2 について、田中推進委員が報告した。1 0 月 2 2 日 (金)、大石地区の担当委員 5 名で現地確認を行った。ミカンなどの果樹が植えられており、問題ないと考えられる。

議 長 本件について意見を求めた。  
新木農業委員 申請番号 2 について、適格者証明を受ける方が相続税の納税猶予を受ける関係で、この方が相続した後、管理のために現地に来る事が可能なのか。

事 務 局 適格者ということで、北本から来て管理を行うという意思を確認している。

議 長 本件についてさらに意見を求めるが特になかったため、議案第 2 7 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

#### 議案第 2 9 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議 長 議案第 2 9 号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 申請番号 1、地区は平方地区で所在は大宇平方字小林、地目は登記、現況ともに畑、1 筆である。現地は柿・栗といった果樹が植えられ、下草も適切に管理されており、問題ないと考えている。

議 長 本件について意見を求めるが特になかったため、議案第 2 9 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第7号専決処分について

(1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後2時36分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和3年10月25日

議 長

署名委員

署名委員